

一般財団法人埼玉伝統工芸協会公印規程

平成24年1月27日
規程第 3 号

(目的)

第1条 一般財団法人埼玉伝統工芸協会の公印(以下「公印」という。)の名称、規格、保管及び使用について定めることを目的とする。

(公印の名称)

第2条 協会に、次の公印を置く。

- (1) 一般財団法人埼玉伝統工芸協会之印
- (2) 一般財団法人埼玉伝統工芸協会代表理事之印
- (3) 一般財団法人埼玉伝統工芸協会業務執行理事之印
- (4) 一般財団法人埼玉伝統工芸協会事務局長之印

(刻字及び規格)

第3条 公印の刻字及び規格は、別表のとおりとする。

(公印の管守)

第4条 公印は、館長が管守する。

- 2 公印は、鍵のかかる堅ろうな公印箱に納め常に安全な所に厳重に保管しなければならない。
- 3 公印は、必要やむを得ない場合において特に上司の承認を受けた場合のほかは、保管する場所以外に持ち出してはならない。

(公印の使用)

第5条 公印を押印しようとするときは、当該文書を添えて館長に提示し、その照合及び承認を受けなければならない。

- 2 公印は、館長が特に必要があると認めるときは、あらかじめ代表理事の承認を得て、請求書等の用紙に刷りこむことができる。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第6条 第2条に規定する公印を新調、改刻又は廃止しようとするときは、代表理事の決裁を受けなければならない。

(公印台帳)

第7条 事務局長は、別記様式による公印台帳を備えつけ、第2条に規定する公印の印影並びに調整、改刻又は廃止の年月日その他必要な事項を記入整理しておかなければならない。

(旧公印の保存及び廃棄)

第8条 館長は、改刻又は廃止したため不要となった公印を5年間保存し、保存期間を経過したものは、裁断焼却等の方法により廃棄するものとする。

附 則

この規程は、平成元年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会の設立の登記の日から施行する。

別表

公印の名称	寸法	ひな形	字体
一般財団法人埼玉伝統工芸協会之印	方24	一般財団法人埼玉伝統工芸協会之印	てん書
一般財団法人埼玉伝統工芸協会代表理事之印	方21	一般財団法人埼玉伝統工芸協会代表理事之印	てん書
一般財団法人埼玉伝統工芸協会業務執行理事之印	方21	一般財団法人埼玉伝統工芸協会業務執行理事之印	てん書
一般財団法人埼玉伝統工芸協会事務局長之印	方21	一般財団法人埼玉伝統工芸協会事務局長之印	てん書